

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

(廃止・縮減)

No	1	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
見直し項目名	2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた事業所税の特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	令和7年(2025年)に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、令和4年度税制改正において、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)に課せられる地方税につき、また、令和5年度税制改正において、内国企業等に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じたところ。令和9年度からは当該課税主体が実質的に存在しないため廃止としたい。		
関係条文	[地方税 附則第三十二条の四]		
増収 見込額	[平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位: 百万円)		
廃止 又は 縮減の 理由	適用期限が到来すること、及び令和9年度からは当該課税主体が実質的に存在しないため廃止としたい。		